

主治医・学校医の先生へのお願い

小・中学校の児童生徒の保健・診療につきまして、平素よりご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、大阪市教育委員会では、食物アレルギーの症状は年齢ごとに変化する可能性があることから、平成28年4月より食物アレルギー対応の申請時に保護者から学校へ「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を毎年提出していただくことになりました。

これは、文部科学省が平成27年3月に発行した「学校給食における食物アレルギー対応指針」の大原則として記載されている『学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン』に基づき、医師の診断による『学校生活管理指導表』の提出を必須とする。に準拠するものです。なお、学校生活管理指導表に血液検査等の検査結果の添付は必要ありません。

学校生活管理指導表は、食物アレルギーのある児童生徒に対して、学校現場において的確な対応を実施するための大切な書類となります。各主治医・学校医の先生方におかれましては、児童生徒の診療、及び「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」のご記入の際は、ご高配のほど、よろしくお願いいたします。

また、学校生活管理指導表の作成については、別紙「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の記載について」をご参照ください。

※令和4年4月から、アナフィラキシーの既往歴のある患者もしくは食物アレルギー患者についての生活管理指導表は学校医への診療情報提供料として保険で算定できます。ただし、当該保険医療機関の主治医と学校医が同一の場合は算定できません。

※令和8年4月から、食物アレルギー申請の一部（保護者からのアレルギー申請、日々の献立表確認等）をシステム化しますが、学校生活管理指導表は従来どおり紙のままの運用ですので、主治医・学校医によるシステム入力等はありません。

大阪市教育委員会事務局

指導部保健体育担当（給食グループ）

指導部保健体育担当（保健体育グループ）